

9 リハビリテーション関係

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)			
		平成15年	平成16年	平成17年	
心疾患リハビリテーション (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救急入院料1又は特定集中治療室管理料の施設基準を満たす</li> <li>訓練又は療法を行うにつき器械・器具を具備</li> <li>※ 平成16年改正 循環器科若しくは心臓血管外科を標榜する医療機関であり、緊急時に円滑な対応ができる体制が確保されていることという要件の追加。</li> </ul>	129 0	165 0	215 0	
総合リハビリテーション施設 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の常勤医師が2名以上 等</li> <li>理学療法士数、作業療法士数、専用施設の広さ等に応じて、A及びBに区分</li> </ul>	A	712 7	806 6	923 6
		B	46 0	68 0	88 0
理学療法 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士の配置</li> <li>十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> <li>医師、理学療法士の勤務体系、施設の広さ等に応じて、(Ⅱ)及び(Ⅲ)に区分</li> <li>※ 平成16年改正 早期リハビリテーション加算を算定する患者から急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後90日以内の患者に変更</li> </ul>	(Ⅱ)	3,711 763	3,718 832	3,720 916
		(Ⅲ)	730 689	725 775	718 837
作業療法 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、作業療法士の配置</li> <li>十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> <li>※ 平成16年改正 早期リハビリテーション加算を算定する患者から急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後90日以内の患者に変更</li> </ul>	(Ⅱ)	1,496 176	1,571 201	1,563 210
言語聴覚療法 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師、言語聴覚士の配置</li> <li>十分な専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> <li>言語聴覚士数、専用施設数等に応じて、(Ⅰ)、(Ⅱ)に区分</li> <li>※ 平成16年改正 (Ⅲ)を新設</li> <li>(Ⅰ)、(Ⅱ)について、個別療法室又は集団療法室のいずれか一方のみの設置でも届出可能とした。</li> <li>早期リハビリテーション加算を算定する患者から急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者であって発症後90日以内の患者に変更</li> </ul>	(Ⅰ)	352 23	433 28	532 31
		(Ⅱ)	1,552 166	1,636 199	1,694 207
		(Ⅲ)	— —	83 22	128 41
難病患者リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の常勤医師、専従の従事者</li> <li>専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> <li>※ 平成16年改正 対象疾患を追加</li> </ul>		13 6	12 7	13 7

10 精神科専門療法

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
精神科作業療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>専従の作業療法士1名以上</li> <li>専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等</li> </ul>	1,023 1	1,075 1	1,112 1
精神科デイ・ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科医師、従事者の配置</li> <li>専用施設の保有 等</li> <li>専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分</li> </ul>	大規模なもの 512	544	573
		小規模なもの 135	148	160
精神科ナイト・ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科医師、従事者の配置</li> <li>専用施設の保有 等</li> </ul>	96	100	111
		67	72	71
精神科デイ・ナイト・ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神科医師、従事者の配置</li> <li>専用施設の保有 等</li> </ul>	173	186	209
		56	63	85
医療保護入院等診療料 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤精神保健指定医1名以上</li> <li>行動制限最小化に係る委員会の設置 等</li> </ul>	— —	1,027 0	1,155 0

11 処置

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：医療機関数/下段：うち症例数要件該当)		
		平成15年	平成16年	平成17年
エタノールの局所注入	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門の知識及び5年以上の経験医師</li> <li>必要な器械・器具の具備 等</li> <li>(年間実施件数20件未満の場合、所定点数の70%で算定)</li> <li>※ 平成16年改正 副甲状腺を追加</li> </ul>	107 30	(甲状腺)115 25	(甲状腺)107 12
			(副甲状腺)63 15	(副甲状腺)69 8

12 手術

	施設基準の説明	届出医療機関数（病院数）		
		平成15年	平成16年	平成17年
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	433	447	462
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	507	568	616
人工内耳埋込術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	86	89	93
両室ペースメーカー移植術 （平成16年新設）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	133	209
埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	185	219	232
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	147	150	150
植込み型補助人工心臓 （平成16年新設）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	0	2
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	804	828	863
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	399	404	406
経皮的中隔心筋焼灼術 （平成16年新設）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	199	246
経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アブレーションによるもの）	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	243	252	261
生体部分肝移植	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	58	62	63
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術（電池交換を含む）	・当該療養を行うにつき必要な医師の配置 等	（医療機関数） 2,989	（医療機関数） 2,923	（医療機関数） 2,902
大動脈バルーンポンピング法（IABP法）	・当該療養を行うにつき必要な医師の配置 等	（医療機関数） 1,512	（医療機関数） 1,538	（医療機関数） 1,544

※ 上記手術については、施設基準に適合している限り所定点数を算定。

		施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年以降、上段：加算/下段：減算なし)		
			平成15年	平成16年	平成17年
			区分1	頭蓋内腫瘍摘出術等	(平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上 ・年間50例(専門医の場合は30例)以上(平成14年については、年間30例(専門医の場合は18例)以上) ※平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算
黄斑下手術等	407	425 871		433 895	
鼓室形成手術等	185	163 793		159 816	
肺悪性腫瘍手術等	401	398 1,613		385 1,666	
経皮的カテーテル心筋焼灼術等	110	130 651		141 686	
区分2	靭帯断裂形成手術等	(平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上 ・年間10例(専門医の場合は6例)以上(平成14年については、年間7例(専門医の場合は4例)以上) ※平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	713	760 1,943	717 2,000
	水頭症手術等		907	941 1,401	944 1,405
	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		122	134 751	113 778
	尿道形成手術等		738	855 1,328	849 1,332
	角膜移植術		104	109 488	103 499
	肝切除術等		962	1,015 1,950	998 1,990
	子宮付属器悪性腫瘍手術等		507	504 1,210	476 1,215

		施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年以降、上段：加算/下段：減算なし)		
			平成15年	平成16年	平成17年
			区分3	上顎骨形成術等	(平成15年まで) ・10年以上の経験を有する医師1名以上 ・年間5例(専門医の場合は3例)以上(平成14年については、年間3例(専門医の場合は2例)以上) ※平成14年新設
上顎骨悪性腫瘍手術等	(平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	(医科) 361 (歯科) 53		(医科) 375 816 (歯科) 54 79	(医科) 359 837 (歯科) 37 224
ハセトウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)		139		130 1,072	117 1,121
母指化手術等		(医科) 198 (歯科) 10		(医科) 184 920 (歯科) 10 20	(医科) 178 954 (歯科) 7 266
内反足手術等		59		60 917	61 954
食道切除再建術等		668		641 1,723	614 1,759
同種腎移植術等		86		90 443	88 464
人工関節置換術	(平成15年まで) ・整形外科を標榜 ・当該手術に関し、5年以上の経験を有する常勤医師3名以上 ・年間50例以上(平成14年については、年間30例以上) ※平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	402	418 2,190	440 2,266	

	施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年以降、上段：加算/下段：減算なし)		
		平成15年	平成16年	平成17年
乳児外科施設基準対象手術	<p>(平成15年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児外科を標榜</li> <li>・年間20例以上(平成14年については、年間15例以上)</li> <li>※ 平成14年新設</li> </ul> <p>(平成16年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし</li> <li>・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算</li> </ul>	33	32 224	29 230
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	<p>(平成15年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器科を標榜</li> <li>・循環器科の経験を5年以上有する常勤医師2名以上</li> <li>・常勤の臨床工学技士1名以上</li> <li>・年間30例以上(平成14年については、年間20例以上)</li> <li>・心臓電気生理学的検査を年間10例以上(平成14年については、年間7例以上)</li> <li>※ 平成14年新設</li> </ul> <p>(平成16年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし</li> <li>・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算</li> </ul>	465	478 1,825	483 1,890
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	<p>(平成15年まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心臓血管外科を標榜</li> <li>・心臓血管外科を専ら担当する常勤医師3名以上(うち5年以上の経験を有する常勤医師2名以上)</li> <li>・常勤の臨床工学技士1名以上</li> <li>・年間100例以上(平成14年については、年間70例以上)</li> <li>※ 平成14年新設</li> </ul> <p>(平成16年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし</li> <li>・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算</li> </ul>	202	194 639	195 644

	施設基準の説明	届出医療機関数 (平成16年以降、上段：加算/下段：減算なし)		
		平成15年	平成16年	平成17年
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	(平成15年まで) ・循環器科を標榜 ・当該手術に関し、5年以上の経験を有す常勤医師2名以上(うち10年以上の経験を有す常勤医師1名以上) ・5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤医師1名以上 ・常勤の臨床工学技士1名以上 ・年間100例以上(平成14年については、年間70例以上) ※平成14年新設 (平成16年) ・10年以上の経験を有する医師1名以上、実施件数の院内掲示、患者への手術内容の文書交付及び説明が行われている場合、減算なし ・上記に加え、症例数要件を満たしている場合、所定点数に100分の5加算	631	671 1,204	682 1,274

※平成18年度改定にて加算に係る施設基準を廃止

### 1.3 麻酔

	施設基準の説明	届出医療機関数		
		平成15年	平成16年	平成17年
麻酔管理料	・算定する旨を社会保険事務局長へ届け出た麻酔科を標榜する保険医療機関	2,560	2,622	2,660

### 1.4 放射線治療

	施設基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数/下段：診療所数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師の配置 ・十分な機器、施設の保有	409 0	416 1	421 0
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施等	(医療機関数) 511	(医療機関数) 539	(医療機関数) 549
直線加速器による定位放射線治療(平成16年新設)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師、常勤診療放射線技師、機器の精度管理を担当する者の配置等	—	(医療機関数) 79	(医療機関数) 110

15 歯科関係

	施設基準の説明	届出医療機関数			
		平成15年	平成16年	平成17年	
病院歯科初診料 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師が常時2名以上等</li> <li>・紹介率、規定する手術の症例数に応じて、1及び2に区分</li> </ul>	1	317	346	363
		2	27	23	23
かかりつけ歯科医初診料 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師が常時1名以上</li> <li>・補綴物維持管理料の届出</li> <li>・当該地域において他の保険医療機関との連携体制の確保等</li> </ul>		61,476	63,001	63,855
感染予防対策管理料 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院歯科初診料1の施設基準に適合する医療機関</li> <li>・感染予防対策委員会を月1回程度定期的に開催</li> <li>・感染予防対策委員会による感染対策マニュアルの作成等</li> <li>※平成16年改正 病院歯科感染予防対策管理料から名称変更</li> </ul>		236	263	295
病院歯科共同治療管理料(I) (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院歯科初診料1の施設基準に適合する医療機関</li> <li>・症例検討室等の必要な構造設備の保有</li> <li>・当該地域において他の保険医療機関との連携体制の確保等</li> </ul>		107	115	123
歯科治療総合医療管理料 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ歯科医初診料の届出</li> <li>・当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具等</li> </ul>		—	7,649	8,471
地域医療連携体制加算 (平成16年新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ歯科医初診料の届出</li> <li>・緊急時の連携体制の確保等</li> </ul>		—	5,932	6,590
歯周疾患継続治療診断料 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ歯科医初診料の届出</li> <li>・十分な体制の整備</li> </ul>		55,774	57,393	58,491
歯科口腔継続管理治療診断料 (平成16年新設) (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ歯科医初診料の届出</li> <li>・常勤の歯科衛生士又は看護師1名以上の配置</li> </ul>		—	22,507	24,303
補綴物維持管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行う旨を社会保険事務局長に届け出た保険医療機関</li> </ul>		66,184	66,979	67,734



16 その他（入院時食事療養の基準等に係る届出状況）

	基準の説明	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		平成15年	平成16年	平成17年
入院時食事療養（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士により行われている</li> <li>・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等</li> </ul>	8,796	8,755	8,682
		2,029	2,084	2,111
特別管理 (平成18年廃止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士により行われている</li> <li>・適時・適温の食事療養が行われている 等</li> </ul>	7,408	7,547	7,513
		469	492	511